

令和2年4月16日

保護者 各位

羽曳野市市長公室こども未来室こども課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による保育施設等入所児に係る
保育要件を満たさない場合の取扱いについて

平素より本市教育行政にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

先日、保育要件の認定に係る追加書類等をお願いしているところです。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、就業（復帰）予定の会社等において、出勤自粛が要請されるなどにより、一時的に保育要件を満たさない場合が想定されますので、保育要件を満たさない場合は下記のとおり取り扱うことといたしますのでお知らせいたします。

記

○就労要件の場合

➤ 育児休業からの復帰予定者

4月入園の場合、当初の復職期限日である令和2年4月30日（木）を一時的に延長いたしますので、当面の間、保育施設等への登園を控えてください。

新たな復職期限日については、改めてお知らせいたします。

➤ 新規就労予定者

雇用開始日が延期された場合は、当面の間、保育施設等への登園を控えてください。

雇用開始日が延期された方の新たな就労開始期日については、改めてお知らせいたします。

○求職要件の場合

原則、6月末日までとなりますが、新型コロナウイルス感染症に伴う事業所の自粛により、求職活動が出来なかった場合は、「求職活動状況申告書」にその旨を記入の上、6月1日以降に羽曳野市こども課までご提出ください。

○上記以外の要件の場合

通常とおりの取扱いといたします。

今後の感染拡大状況により、対応が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

担当（お問合せ）

羽曳野市市長公室こども未来室

こども課 教育保育給付担当

TEL 072-958-1111（内線 1231, 1233, 1235, 1254）